

# 令和元年度「なでしこの芽」「なでしこの種」募集要項

## 1 事業の趣旨

本事業は、女性から商品（モノ・サービス）についてのアイデアを募集し、この中から優れたものを「なでしこの芽」「なでしこの種」として認定・公表するとともに、アイデアの紹介を希望する企業等への紹介等を行うことで、女性の仕事への意欲を刺激するとともに起業を促進し、併せて企業における女性の採用意欲を喚起するものです。

## 2 認定対象となるアイデア

神奈川県内に在住、在勤または在学する女性からの、商品（モノ・サービス）に関するアイデアのうち、次の要件を満たすものとします。

- (1) 応募者自らが考えた、商品化に向けたアイデアであること
- (2) 応募時点で、同様のアイデアに基づく商品が存在しないこと

## 3 アイデアの区分

県は、優れたアイデアを認定後、当該アイデアの応募者に対して商品化に関する意向を確認のうえ、次によりアイデアを区分します。

- (1) 応募者自らが商品化に取り組むものを、「なでしこの芽」とします
- (2) 応募者自らは商品化に取り組まず、県からの公表後に商品化を企業が行うことを想定するものを、「なでしこの種」とします

## 4 認定によるメリット等

- (1) 「なでしこの芽」については、県はアイデアの商品化に向けた支援として、応募者が希望する場合に公益財団法人神奈川産業振興センター（K I P）への橋渡しを行います。
- (2) 「なでしこの種」については、県はアイデアの内容を公表します（応募者は、必要に応じて自分で権利保全を行ってください）。企業から商品化を希望する申し出があった場合、応募者が希望する場合には、同企業に応募者を紹介します。

※ 県による支援は、アイデア認定後から2年後の3月31日までとします。

## 5 応募方法

### (1) 募集期間

令和元年7月22日（月）～10月2日（水）（必着）

### (2) 提出書類、部数及び提出方法

	提出書類	部数	提出方法
①	認定申請書	1部	電子メール（郵送等も可）
②	補足資料（必要に応じて）	1部	

### (3) 提出先

#### ア 電子メールの場合

[knb@pref.kanagawa.jp](mailto:knb@pref.kanagawa.jp)

送信時の件名を「令和元年度なでしこの芽・種認定申請（申請者氏名）」としてください。

（電子メールに添付できるファイルの大きさの上限は、1通につき5MBまでとなりますのでご注意ください。上限を超える場合は複数のファイルに分割して、送信してください。）

イ 郵送等の場合

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

神奈川県産業労働局労働部 雇用労政課 雇用対策グループ

(4) 留意事項

ア 認定申請書については、県のホームページからダウンロードが可能です。

(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/nadeshiko/boshu.html>)

イ 認定申請書の記載にあたっては、文字数を指定している記入欄を除き、入力する文字数に応じて記入欄を変更し、その結果、ページ数が増えても構いません。

ウ 提出書類は返却しませんので、予め控えを作成して保管してくださるようお願いいたします。

エ 提出書類は、当該事業の審査及び審査結果の公表以外の目的には使用しません。

オ 応募するアイデアについて、応募者は、必要に応じて自分で権利保全を行ってください。

## 6 審査

(1) 事務局の一次審査及び有識者等によるアドバイザー委員会での評価を経て、県知事が決定します。

(2) 評価項目

- ① アイデアのコンセプト
- ② 商品化の可能性
- ③ 市場評価の見込

(3) 留意事項

① 選考は、原則として提出書類により実施しますが、記載内容によっては、ヒアリングを実施することがあります。

② 次のいずれかの場合には、審査対象から除外する場合があります。

ア 応募書類に不備がある場合

イ この事業の趣旨に明らかに合わないと思われた場合

ウ 応募時点で、同様のアイデアに基づく商品の存在が認められた場合

## 7 審査結果の通知

審査結果については、県から応募者に対し、令和2年1月に郵送等により通知する予定です。